

被災地企業に対する中小企業技術センター依頼試験手数料等
の減免について

平成23年5月6日
京都府災害支援対策本部
(商工労働観光部産業労働総務課)

東日本大震災に伴う公設試験研究機関の被災により、同機関が行う依頼試験等に支障が生じている中、下記のとおり被災地企業に対する支援策を実施することとしましたので、お知らせします。

記

支援対象者	岩手県、宮城県、福島県、茨城県又は栃木県に事務所又は事業所を有する者 ※上記5県は、公立鉾工業試験研究機関長協議会に対し支援要請のあった県		
対象手数料等	中小企業技術センター及び織物・機械金属振興センターにおける依頼試験等手数料及び機械機器貸付料		
支援内容	上記対象者に対して、府内企業と同一料金となるよう減免を実施		
	区 分	現 行	今 回
		府内企業	府外企業
	下記以外	100/100	150/100
	中小企業	80/100	150/100
実施期間	平成23年5月9日～平成24年3月31日		

※「(財)京都産業21 北部支援センター」の機械機器貸付においても、同様の支援措置を講じることとしております。

問い合わせ先

京都府産業労働総務課 075-414-4819

京都府中小企業技術センター 075-315-2811

京都府織物・機械金属振興センター 0772-62-7400

(財)京都産業21 北部支援センター 0772-69-3675